

# 平成30年度舟形町職員採用試験



## 1. 受験申込みの受付期間及び時間

- ・平成30年7月2日(月)～8月10日(金)【郵送可・当日必着】
- ・午前8時30分～午後5時15分【土・日曜日、祝日を除く】

## 2. 採用区分・採用予定人員・職務内容

採用区分	採用予定人員	職務の内容
一般行政(初級)A	2名程度	舟形町一般行政事務に従事
一般行政(初級)B	4名程度	
保健師	1名	保健師及び長が定める業務に従事

※選考により採用予定人員に満たない場合もあります。

## 3. 受験資格

採用区分	生年月日	資格等	住所要件
一般行政(初級)A	平成12年4月2日～平成13年4月1日	平成31年3月31日まで高等学校を卒業見込みの方	採用後、舟形町内に居住する見込みのある方
一般行政(初級)B	昭和58年4月2日～平成12年4月1日	高等学校卒業以上の学歴を有する方	
保健師	昭和58年4月2日以降に生まれた方	保健師免許取得者または平成31年3月31日まで保健師免許資格取得見込みの方	

※上記の受験資格のほか、次のいずれかに該当する場合は受験できません。

- ①日本国籍を有しない方
- ②地方公務員法第16条に該当する方(イ、成年被後見人または被保佐人、ロ、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方、ハ、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方等)

## 4. 試験日等

試験	試験日	職種区分	試験種目	試験時間	試験会場
第1次	9月16日(日)	一般行政(初級)	・教養試験(初級)	10:00～12:00	舟形町中央公民館
			・適性試験	12:20～12:40	
第2次	10月21日(日)	保健師	・作文試験 ・面接試験	9:00～16:00(予定)	舟形町役場

## 5. 受験申込時の提出書類等

- ①受験申込書、身上調査書、受験票(受験申込書に貼った写真と同一の写真添付)

※申込書類及び実施要項は7月2日から舟形町役場総務課で交付します。また、舟形町ホームページからダウンロードすることもできます。

※郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(定形外・角形2号)を同封のうえ、舟形町役場総務課総務係宛郵送してください。(電話による請求はできません)

- ②最終学校の卒業証明書または卒業見込証明書

保健師の受験を希望される方は、上記に加えて「保健師免許証」の写しまたは最終学校の「保健師免許証取得見込証明書」

※受験申込書の記載事項、写真等が受験申込の要件を満たしている場合は、受験票を交付します。

## 6. 合格発表 第1次試験 10月中旬(予定)・第2次試験 11月中旬(予定)

※受験者には合否の結果を全員に書面で通知します。また、合格者については、役場前掲示板に受験番号を公表します。

## ○受験申込み・問い合わせ

〒999-4601 山形県最上郡舟形町舟形263番地 舟形町総務課総務係 ☎(32)2111(内線231)

## 平成30年度から

# 国民健康保険税の税率等が変わりました

～みなさんの保険税は国保をささえる大切な財産です～

国民健康保険は、みなさんが病気やけがをした時に安心して医療機関にかかることができるよう、お互いに助け合う医療保険制度です。

これまで、各市町村が保険者となって国民健康保険の財政運営をしてきましたが、国民健康保険制度安定化のため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国民健康保険の運営を行うことになりました。これに伴い、舟形町は山形県から示される「国民健康保険事業費納付金」を県に支払います。これまでは、町が必要な医療費などを算定して国民健康保険税率を定め国保税の徴収を行っていましたが、今後は県が示す納付金を支払うために、町が税率を定めて徴収する仕組みへ変わりました。それに伴う改正は次のとおりです。

なお、平成30年度の国民健康保険税額は、7月中旬に国民健康保険加入世帯の世帯主(納税義務者)宛てに納税通知書でお知らせします。

## ◎税率の改正

	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	8.3%	8.0%	2.9%		2.9%	
資産割	34.0%	0%	8.5%	0%	8.4%	0%
均等割	26,500円		8,700円		10,900円	
平等割	30,000円	24,600円	9,500円		8,000円	
課税限度額	54万円	58万円	19万円		16万円	

- ・平成30年度より資産割を賦課しない3方式へ変更しました。
- ・加入者全員が医療保険分、後期高齢者支援金分を納めます。
- ・40歳から64歳までの方は、さらに介護保険分を合わせて、国民健康保険税として納めます。

## ◎軽減対象となる判定基準額の改正

前年の所得金額が一定以下の場合、均等割額及び平等割額が軽減されます。

軽減の割合	所得基準額	
	改正前	改正後
7割軽減	33万円	
5割軽減	33万円+27万円×被保険者数	33万円+27.5万円×被保険者数
2割軽減	33万円+49万円×被保険者数	33万円+50万円×被保険者数

※軽減を受けるには、世帯全員の所得申告が必要です。所得がなかった方も必ず申告をしてください。

## 今後も、みんなで助け合い支え合う国民健康保険の趣旨に

ご理解とご協力をお願いします。

## ▼問い合わせ／

届け出に関する事…舟形町健康福祉課介護医療係 ☎(32)2111(内線336・338)

国保税に関する事…舟形町住民税務課税務係 ☎(32)2111(内線317)